

京都市高齢者施策推進協議会

第1回地域共生推進ワーキンググループ

本日のテーマ

- I 地域における高齢者の見守り活動の推進について
- II 高齢者に関するケアラー（ワーキングケアラー）支援について



日 時：令和8年6月12日 10時～
場 所：京都市役所分庁舎第4会議室

本日の流れ

- 1 出席者自己紹介
- 2 事務局よりテーマ説明

I

地域における高齢者の見守り活動の推進について

- (1) テーマと論点、関連データ
- (2) 京都市の取組
- (3) 一人暮らし高齢者訪問事業
- (4) 民間、他都市の取組事例
- (5) 参考資料

II

高齢者に関するケアラー支援について

- (1) テーマと論点
- (2) 社会的背景、関連データ
- (3) 実施中の関連事業
- (4) 国事業、府事業、他都市事例
- (5) アンケート調査結果

- 3 各テーマで意見交換
- 4 各テーマで意見のとりまとめ・方向性

出席者自己紹介

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属団体・役職など	備 考
井垣 敦	(公社)認知症の人と家族の会京都府支部代表	
奥本 喜裕	(一社)京都地域密着型サービス事業所協議会会長	
喜多 晃子	京都弁護士会弁護士	
児玉 賢	(一社)京都府薬剤師会常務理事	
志藤 修史	大谷大学社会学部教授	部会長
寺内 成子	京都市地域女性連合会理事	
中野 悦子	京都市民生児童委員連盟理事	
中山 英之	(一社)京都市老人クラブ連合会常務理事・事務局長	
藤田 邦雄	市民公募委員	
吉川 彰	(福)京都市社会福祉協議会事務局次長	

第1回WG

地域における高齢者の見守り活動の推進 について

令和8年6月12日

テーマと論点

テーマⅠ 地域における高齢者の見守り活動の推進について

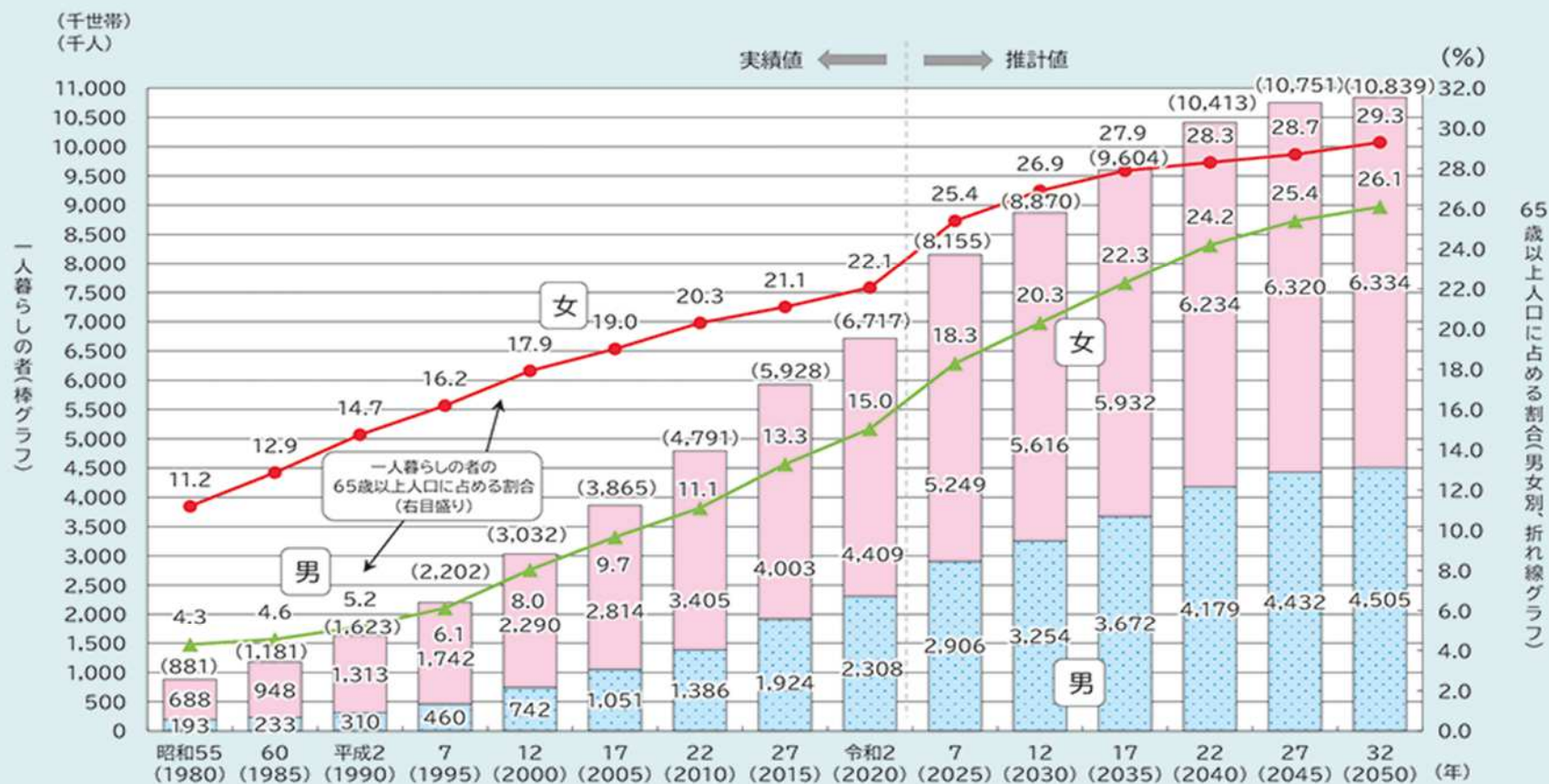
論点① 地域包括支援センターの取組支援

地域における高齢者の見守りについては、これまで地域包括支援センターが一人暮らし高齢者訪問事業を実施し、支援が必要な方を把握した場合は、適切な支援につなげるなどの成果を上げてきたが、今後も一人暮らし高齢者の更なる増加が見込まれる中、地域包括支援センターが、当該事業を継続・充実させ、期待される役割を十分に果たすために必要な取組は。

論点② 一人暮らし高齢者の見守り体制の充実

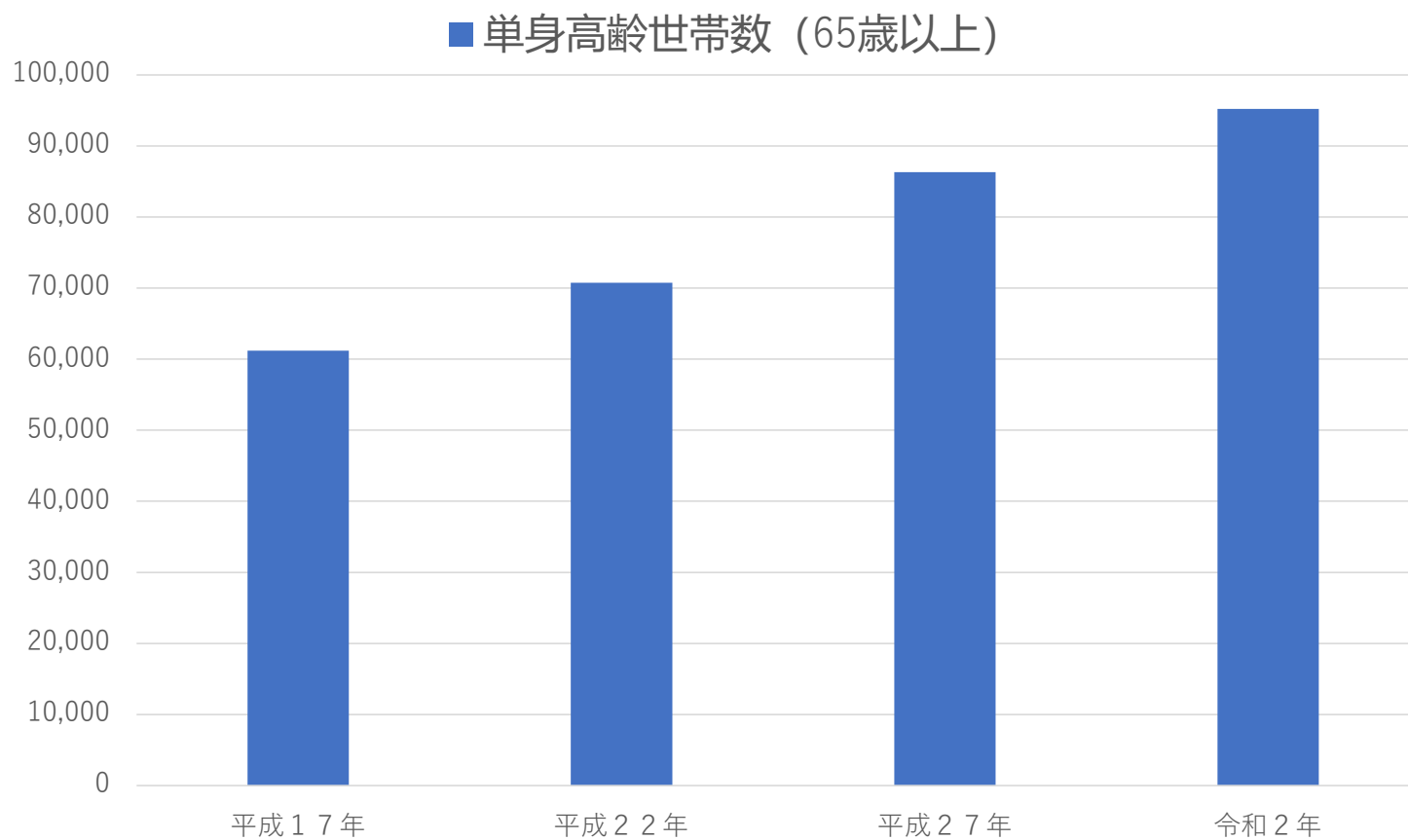
民間企業の見守りツールの活用等、一人暮らし高齢者の見守りをどのように充実していくか。

単身高齢者数の推移（全国）



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」による人数、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和6（2024）年推計）による世帯数
 (注1)「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。
 (注2) 棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計
 (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

単身高齢者数の推移（京都市）



※各年国勢調査結果

京都市の取組

主な取組

- **一人暮らし高齢者訪問事業**（詳細は後述） 京都市独自の取組
 - ・ 高齢サポート（地域包括支援センター）の専門職員が、65歳以上の一人暮らしの高齢者のご自宅等を訪問し、相談に応じるとともに、希望に応じて民生児童委員、老人福祉員などによる日頃の見守り活動につながる。
- **民生児童委員**（2,728人※令和7年4月1日時点）
 - ・ それぞれ担当区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害世帯の見守りや安否確認などの役割を担う。
- **老人福祉員**（1,472人※令和7年4月1日時点） 京都市独自の取組
 - ・ 老人福祉員がひとり暮らし高齢者等を訪問し、安否の確認や話し相手、連絡等を行い、地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるようにすることにより、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上を図る。

【実績】訪問している一人暮らし高齢者数 31,680人【令和6年度調査結果】
- **あんしんネット119（緊急通報システム）**
 - ・ 急にからだの具合が悪くなったり、火災などの突発的な事故などがあった場合、通報装置（本体、ペンダント型、まくら元用）の緊急ボタンを押すと消防局指令センターに通報され、救急車や消防車、あらかじめ登録している近所の協力員が駆けつける。また、相談ボタンを押すと自動的に相談センターにつながり、常駐する専門の相談員による、保健・健康に関する相談が受けられる。

その他の取組

京都市配食サービス

身体や世帯の状況などにより、食事を作ることが困難になっている高齢者に対し、栄養バランスの取れた昼食を配達し、併せて対面による安否確認を行う。

健康長寿サロン

高齢者が自由に集うことができ、高齢者同士や高齢者と各世代との交流を促進し、地域からの孤立の防止、認知症の早期発見及び進行防止、介護予防等を図る健康長寿サロン（高齢者の居場所）の設置を進めている。

地域介護予防推進事業

地域介護予防推進センターの専門スタッフが、地域の身近な会場で高齢者に対して介護予防教室等を行うほか、身近な地域で自主的に介護予防に取り組むグループに対し、助言等の支援を実施する。

<京都市高齢者見守り協力事業協定>

・地域における高齢者の見守りネットワークを構築し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように支援することを目的として、新聞販売事業者と高齢者の見守りに関する協定を締結し、新聞配達員が、高齢者の生活に関して異変等（新聞やチラシが溜まったまま等）を発見した場合の迅速な連絡体制や必要事項を定めた。

※令和6年度実績（新聞販売所から連絡をいただいた件数） … 34件

< 地域密着型サービスの推進 >

- ・ 今後も増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、2006年4月施行の介護保険法により創設されたサービス。
- ・ 利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、24時間365日、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせて提供する（看護）小規模多機能型居宅介護や、日中・夜間を通じて、定期的な巡回又は随時通報を受けて利用者の居宅を訪問し、介護その他日常生活上の世話や療養上の世話等を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護などのサービスがある。

主なサービスの事業所数の推移

【2006年（制度創設当初（※））】

サービス名	事業所数
（看護）小規模多機能型居宅介護	9
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	2



【2026年】

サービス名	事業所数
（看護）小規模多機能型居宅介護	85
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	30

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は2012年

高齢サポート（地域包括支援センター）について

役割

- ・「**地域包括ケアシステム**※」の中核機関
- ・ 地域住民のニーズに適切に対応できる「ワンストップサービス」の拠点（市内61箇所に設置）

※ 地域包括ケアシステム…高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続できるようにするために、できる限り要介護にならないよう介護予防の取組を実施するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供できる「包括的かつ継続的なサービス提供体制」をいう。

業務

人員体制

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務
- ⑤ 一人暮らし高齢者訪問事業 京都市独自の取組
- ⑥ 介護予防支援（指定介護予防支援事業所としての事業）
- ⑦ その他（配食サービスの要件確認調査など）

	職 種	配置基準
専門 3 職種	・ 保健師又は地域保健等に関し 経験のある看護師 ・ 社会福祉士 ・ 主任介護支援専門員	担当圏域の高齢者 人口（第1号被保 険者数）及び単身 世帯数に基づく。
体制強化職員	（上記に加え）介護支援専門員	各包括1名
加配職員	（上記に加え）社会福祉主事等	包括で自由配置
その他職員	職種問わず（事務員など）	包括で自由配置

一人暮らし高齢者訪問事業（平成24年度～、京都市独自の取組）

事業概要

高齢サポート（地域包括支援センター）の専門職員が、65歳以上の一人暮らしの高齢者のご自宅等を訪問し、介護、福祉、健康、医療などの日常生活での困り事、悩み事などの相談に応じるとともに、希望に応じて民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会などによる日頃の見守り活動につなげる。



事業の流れ

- ① 本市から提供しているシステムで、訪問対象者リストを作成
- ② 地域福祉組織（民生児童委員等）から情報収集を実施
- ③ 高齢サポートから訪問対象者にお知らせを送付
- ④ 専門職員による訪問の実施
- ⑤ アプローチの結果をシステムに入力

実績

<年度別訪問活動実施状況>

上段：人数
下段：割合（％）

		面談実施	面談辞退	接触継続中	合計
R 6 年度 (①)	人数（人）	11,496	23,988	33,078	68,562
	割合（％）	16.8	35.0	48.2	100.0
R 5 年度 (②)	人数（人）	11,369	24,194	32,087	67,650
	割合（％）	16.8	35.8	47.4	100.0
R 4 年度 (③)	人数（人）	11,280	22,526	32,800	66,606
	割合（％）	16.9	33.8	49.3	100.0
R 3 年度 (④)	人数（人）	11,615	24,004	34,097	69,716
	割合（％）	16.7	34.4	48.9	100.0
R 2 年度 (⑤)	人数（人）	12,357	22,681	34,138	69,176
	割合（％）	17.9	32.8	49.3	100.0

<年齢階層ごとの実施状況別人数，構成割合（令和 6 年度）>

上段：人数
下段：割合（％）

実施状況		65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	合計
面談実施		296	682	3,278	3,474	2,379	1,387	11,496
		2.4	4.3	18.0	28.0	34.5	43.1	—
面談 辞退	他機関（地域福祉組織等） による訪問を受けている	621	1,018	1,517	1,343	817	422	5,738
		5.1	6.5	8.3	10.8	11.9	13.1	—
	元気、家族の訪問がある等	2,238	2,894	6,396	4,218	1,906	598	18,250
		18.5	18.4	35.1	34.0	27.7	18.6	—
接触継続中		8,944	11,106	7,047	3,379	1,789	813	33,078
		73.9	70.7	38.6	27.2	26.0	25.2	—
合計		12,099	15,700	18,238	12,414	6,891	3,220	68,562
		100	100	100	100	100	100	—

高齢者の見守り活動の推進

<面談を実施した方の状況（令和 6 年度）>

支援区分	件数 (割合)
① 緊急支援が必要 心身の健康、生活に関する危険な状態が生じており、 関係機関等との連携により、緊急に支援が必要なケース	19 (0.2%)
② 継続的な支援が必要 生活機能の低下による要介護認定申請、介護保険サー ビスの調整等、高齢サポートとして何らかの支援が 必要なケース	631 (5.5%)
③ 継続的な状況把握が必要 心身の状況が急変する可能性があるなど、高齢サポート が民生委員、老人福祉員等からの情報収集等により継続 的に状況を把握しておく必要があるケース	1,118 (9.7%)
④ 地域福祉組織等による見守りで対応 他 民生委員、老人福祉員等の見守りや担当ケアマネの 訪問があれば十分なケースなど	9,728 (84.6%)
合 計	11,496 (100.0%)

課題

- 75歳までの前期高齢者は元気である等を理由に面談を希望しない割合が高く、また応答がない人の割合も高い（7割以上）状況となっていることから、**費用対効果が感じられない**との意見がある。
 - 高齢者人口の増加に伴う介護予防支援等の担当件数の増加や8050問題などの複合的課題を抱える世帯への対応等により、**高齢サポートの業務がひっ迫している**。
 - 専門職が専門性を発揮し、本来業務に専念できるよう、負担軽減を実施していく必要があり、一人暮らし訪問事業においても、**より効果的な事業の在り方、実施手法等について検討**していく必要がある。
- ※ これまでに実施した負担軽減策（訪問事業）
- ・ システムの改修による入力作業の省力化

高齢サポートの意見



- ・ 訪問事業は、専門職によるアウトリーチの機能であり、有効な地域・個別の支援方法と考えられ、良い事業である。
一方、訪問対象の高齢者は増加しており、現状の業務量と員数とのバランス下においては限界がある。
- ・ 後期高齢者の増加に伴い訪問数が多く、通常業務と並行して実施するのが負担。職員総出でなんとか調整しながら実施している。
- ・ 事業負担に対し、効果を得られているのか疑問。
- ・ 事務負担が大きい。名簿のリストアップや封入作業に手を取られる。マニュアル等はあるが作業に時間がかかる。
- ・ 独自に事務員を1名雇っているが、いなくなったら回らないと思う。
- ・ 包括の事業の中で、訪問事業の負担割合が非常に大きいと感じている。（京都市からの聞き取りに、全包括の約4割が、訪問事業が「最も」又は「2番目」に負担が大きいと回答）

取組事例（民間企業）

見守り機器・サービスの例

ボタンタイプ

異常があった際、自身でボタンを押して登録連絡先へ通知する。

自宅に機器を据え置くものや、携帯できるペンダント型のボタンなどがある。

センサータイプ

人感センサーを自宅の生活導線に置き、一定期間動きがないと通知する。

冷蔵庫の開閉や電球の点灯を感知するタイプもある。

駆け付け型サービス

異常があった際、警備員等が駆け付けるサービス。

ICT家電タイプ

家電の使用状況を検知し、一定時間使用がない、または使用があると通知する。

電気の使用量の変化を検知して通知するサービスもある。

訪問タイプ

定期的に職員が自宅を訪問して見守りや相談相手となるサービス。

取組事例（民間企業）

※ 一例として京都市介護ケア推進課がインターネット等で調べたもの

郵便局

訪問

見守り訪問サービス（有料）

近くの郵便局の職員が、身近に頼れる相談相手となり、高齢者宅を直接訪問し、また、その様子を家族に共有する取組。

毎日電話（自動音声）で体調確認を行う「みまもりでんわサービス」も実施。

セコム

ボタン

センサー

ホームセキュリティ・親の見守りプラン（有料）

ペンダント型の通報ボタン携帯し、握るだけで自宅へ駆けつけたり、家族へ連絡するサービス。

生活導線にセンサーを設置し、動きがない場合に自動信号がセコムに送信されるサービス等もある。

関西電力

ICT

はぴeまもるくん（無料）

離れて暮らす家族の電気使用量が過去の使用量と比べて変化があった場合、メールやLINEでお知らせするサービス。

ヤマト運輸

センサー

クロネコ見守りサービス（有料）

毎日使う場所に専用の電球を取り付け、電球の動きで異常を察知した場合、家族に通知される。

家族が駆けつけられない場合は、ヤマト運輸のスタッフが代わりに訪問。

NTTドコモ

ボタン

イマドコサーチ（有料）

離れて暮らす家族をGPSで見守るサービス。現在の居場所だけでなく、移動の様子も確認できる。

SOSボタンで家族に知らせることも可能。

象印

ICT

みまもりほっとライン（有料）

離れて暮らす家族が「iポット」（レンタル）を使うと、その情報が本体に搭載されている通信機器により、離れて暮らす家族等に通知されるサービス。

取組事例（他都市）

一宮市

ICTを活用したひとり暮らし高齢者見守りサービス利用助成事業

家庭内での緊急事態または機器の操作履歴等を、インターネット回線などを使って、あらかじめ登録した家族や友人等に知らせることのできる見守りサービスの利用に対する助成を実施。

<対象者>

- ・市内在住の65歳以上のお一人暮らしの方

<助成内容>

- ・サービス導入に係る初期費用（上限1万5千円）
または 月額利用料（最大3か月分）のどちらか多い額

取組事例（他都市）

横浜市

高齢者見守り・安否確認機器補助事業

ひとり暮らしの高齢者の方、あるいは離れて暮らすご家族が、安心して生活できるよう、見守り・安否確認機器の利用に対する補助事業を実施。

<対象者>

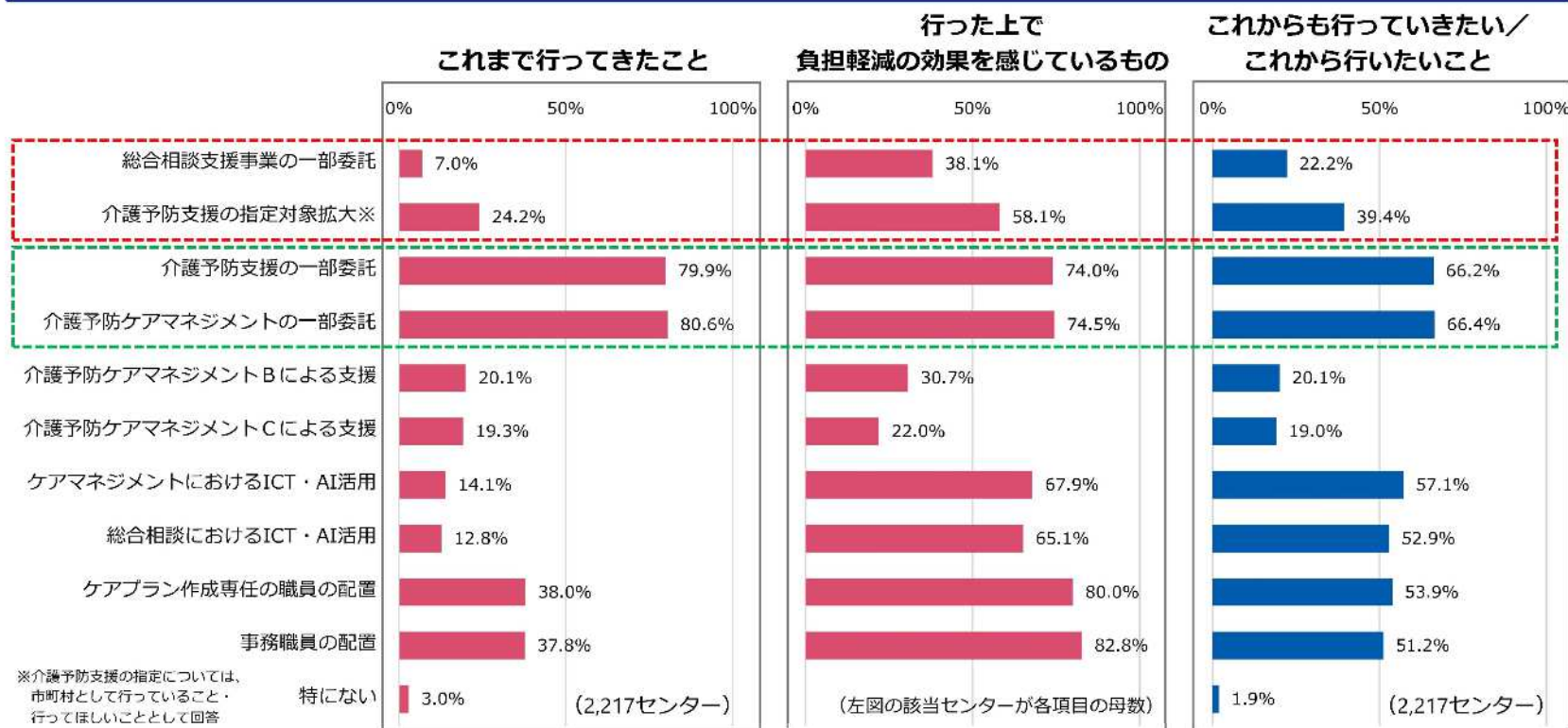
- ・市内在住の65歳以上のお一人暮らしの方

<補助内容>

- ・市に登録された民間の見守り機器を利用する場合、月額料金に対する補助を実施
補助上限額：月額1,000円

地域包括支援センターにおける業務負担軽減の取組

- 地域包括支援センターにおける業務負担軽減の取組として、令和5年改正で可能となった総合相談支援事業の一部委託や介護予防支援の指定対象拡大は該当する割合はまだ高いものの、一定の負担軽減の効果はみられている。
- 従来より行っている介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの一部委託については、負担軽減に大きく寄与している。



【出典】令和7年度老人保健健康増進等事業「高齢者自身の意思決定と多様な選択を支援するための介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援のあり方に関する調査研究事業」（PwCコンサルティング合同会社）
※中間結果をもとに厚労省にてグラフ作成 ※地域包括支援センター票：2,217センターが回答

意見交換

テーマⅠ 地域における高齢者の見守り活動の推進について

論点① 地域包括支援センターの取組支援

地域における高齢者の見守りについては、これまで地域包括支援センターが一人暮らし高齢者訪問事業を実施し、支援が必要な方を把握した場合は、適切な支援につなげるなどの成果を上げてきたが、今後も一人暮らし高齢者の更なる増加が見込まれる中、地域包括支援センターが、当該事業を継続・充実させ、期待される役割を十分に果たすために必要な取組は。

論点② 一人暮らし高齢者の見守り体制の充実

民間企業の見守りツールの活用等、一人暮らし高齢者の見守りをどのように充実していくか。

第1回WG

高齢者に関するケアラー (ワーキングケアラー) 支援について

令和8年6月12日

ワーキングケアラー支援について

論点①

介護離職防止に向け、企業の介護保険制度に対する認知度の向上、理解の促進には、どのような取組が有効か。

論点②

ワーキングケアラーを支えるために、どのような取組が必要か。

社会的 背景

ケアラーを取り巻く状況について

- 人口減少、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加など、社会の状況の大きな変化
- ケアは当然に家族が担うべきという認識
- ケアを必要とする理由やケアラーの状況の多様化
- ワーキングケアラーの介護離職等の課題の顕在化

一人暮らし高齢者世帯数の推移（京都市）

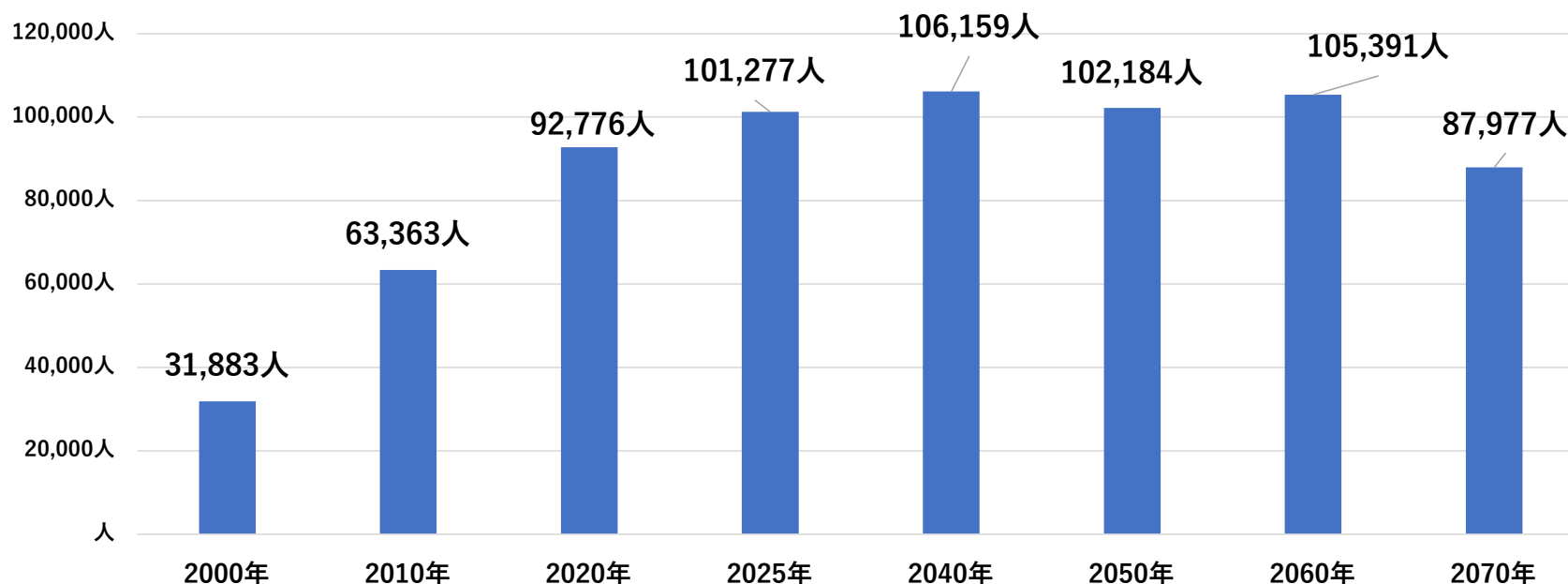
「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」が増加する一方で、「三世代世帯」は減少（核家族化の進行）

			1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
一般世帯数			546,157	579,369	610,665	641,455	680,634	705,142	728,774
65歳以上の世帯員のある一般世帯	世帯数		135,264	153,209	178,731	201,924	224,635	255,859	263,721
	構成比		24.8%	26.4%	29.3%	31.5%	33.0%	36.3%	36.2%
単身世帯	世帯数		29,616	37,737	51,198	60,714	70,738	86,310	95,220
	構成比		21.9%	24.6%	28.6%	30.1%	31.5%	33.7%	36.1%
夫婦のみの世帯	世帯数		32,060	39,856	49,164	57,448	64,730	74,095	76,120
	構成比		23.7%	26.0%	27.5%	28.5%	28.8%	29.0%	28.9%
親と子のみの世帯	世帯数		24,284	29,351	36,571	45,144	54,124	63,745	64,695
	構成比		18.0%	19.2%	20.5%	22.4%	24.1%	24.9%	24.5%
三世代世帯	世帯数		33,791	30,105	24,855	26,337	22,046	19,325	15,355
	構成比		25.0%	19.6%	13.9%	13.0%	9.8%	7.6%	5.8%
その他の世帯	世帯数		15,513	16,160	16,943	12,281	12,997	12,384	12,331
	構成比		11.5%	10.5%	9.5%	6.1%	5.8%	4.8%	4.7%
1世帯当たり平均人員			2.62人	2.47人	2.34人	2.24人	2.13人	2.05人	1.97人

要支援・要介護認定者数の推移（京都市）

- 2000年の介護保険制度発足以降、認定者数は約3倍に。
- 2035年～2040年頃に第1ピークを迎える。（団塊の世代が85歳以上となる）
- 2055年～2060年頃に第2ピークを迎える。（団塊ジュニア世代が85歳以上となる）

要支援・要介護認定者数の推移



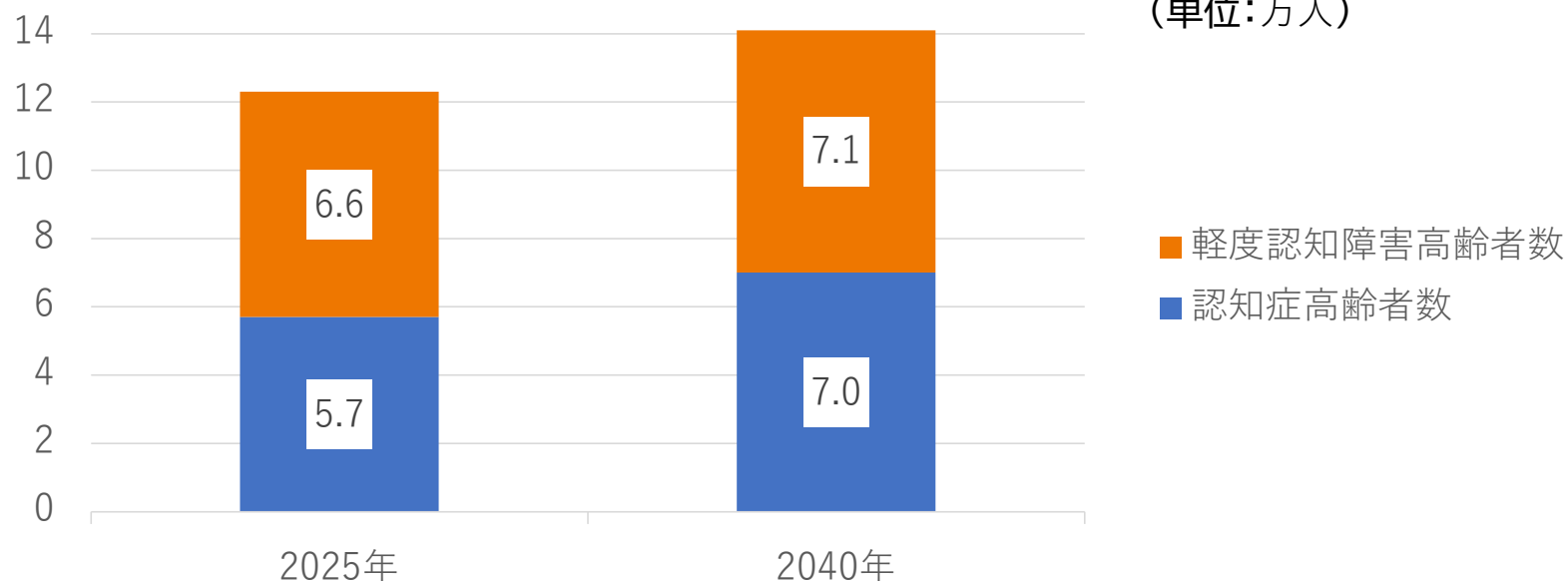
※ 令和6年（2024）年度以降の被保険者数を「5歳ごとの年齢区分（6区分）」及び「性別（2区分）」の12グループに分けて、各グループの被保険者数に、直近の要支援・要介護認定の実績（令和2年11月時点～令和5年10月時点の月平均伸び率）に基づく「要支援1から要介護5（7区分）」の認定率を乗じて推計

認知症高齢者の推移（京都市）

- 2025年時点の推計値は、認知症高齢者は5.7万人、軽度認知障害（MCI）を含めると12.3万人。
- 今後も増加が見込まれ、2040年には高齢者の約3人に1人が認知症または軽度認知障害になる見込み。

認知症及び軽度認知障害の高齢者数（推計）

（単位：万人）

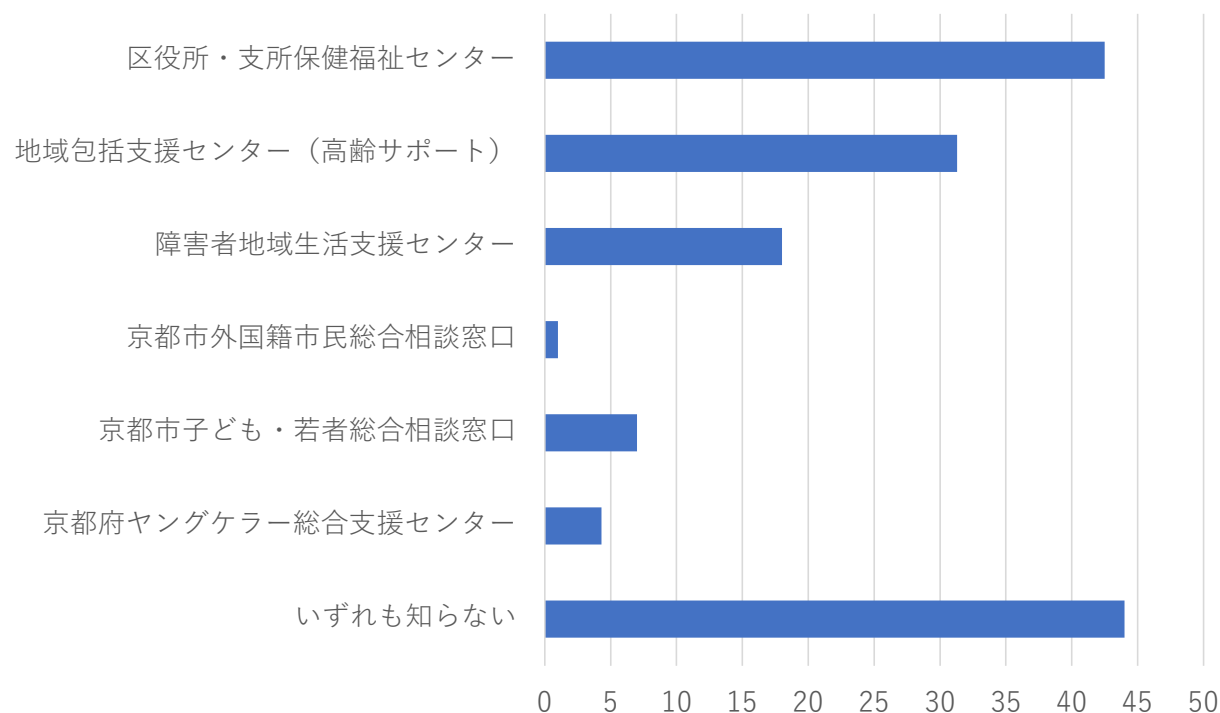


ケアラー支援に関する調査結果①

～京都市中小企業経営動向実態調査付帯調査～

本市の中小企業を対象とした調査において、44%（176社）の企業が、「京都市の相談窓口について、いずれも知らない」と回答している。

京都市の相談窓口等について知っていますか？



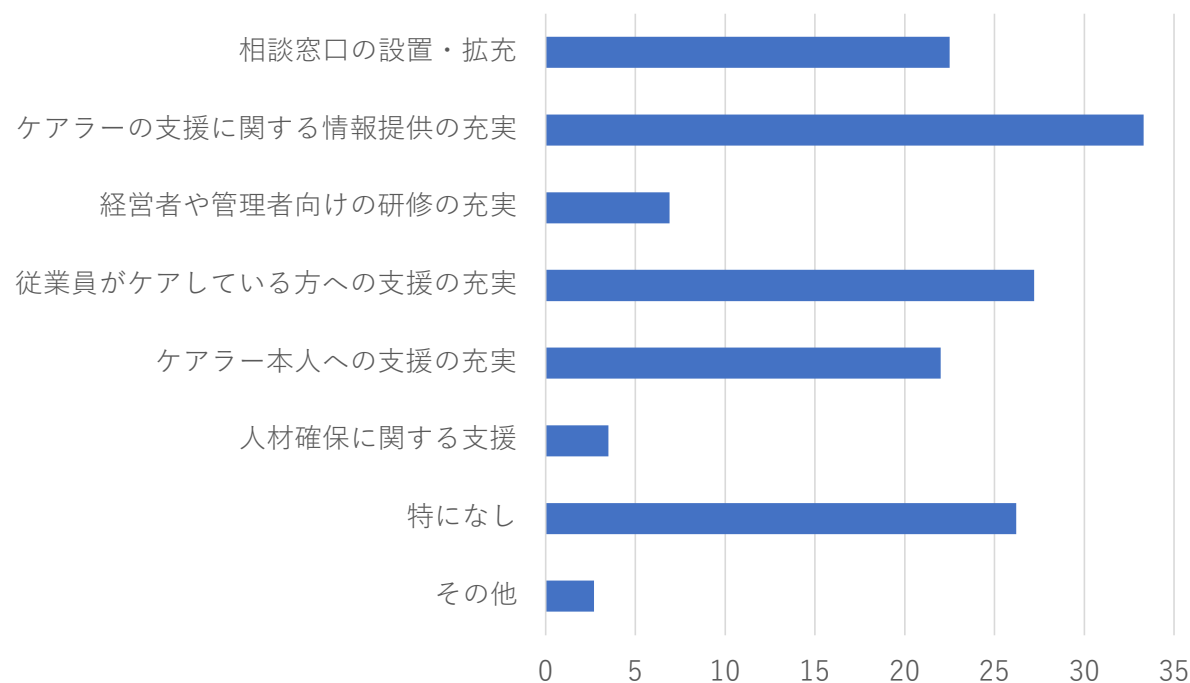
出典：「ケアラーの支援について」（第155回京都市中小企業経営動向実態調査付帯調査） 24

ケアラー支援に関する調査結果②

～京都市中小企業経営動向実態調査付帯調査～

貴社がケアラーを支援するうえで、行政等に求めることについて、33.3%（135社）の企業が、「ケアラーの支援に関する情報提供の充実」と最も多く、次いで、「従業員がケアしている方への支援の充実」が27.2%となっている。

ケアラーを支援するうえで、行政等に求めること



出典：「ケアラーの支援について」（第155回京都市中小企業経営動向実態調査付帯調査） 25

介護離職の要因

現在の勤務先で介護・手助をしながら、仕事を続けられないと思う理由（正規就労者）			
勤務先の両立支援制度の問題や介護休業等を取 得しづらい雰囲気がある	55.1%	両立支援制度が整備されていない	56.3%
		両立支援制度の利用要件を満たしていない	19.2%
		両立支援制度を利用しにくい雰囲気がある	32.5%
		代替職員がいないため、両立支援制度が利用できない	33.8%
		深夜勤務・シフト勤務等勤務時間に課題がある	26.5%
		人事評価などに悪影響が出る可能性がある	14.6%
介護保険サービスや障 害福祉サービス等が利用 できない、利用方法が分 からない等がある	33.9%	希望する介護サービスが地域で提供されていない	20.4%
		介護サービスの利用待ちが発生	26.9%
		介護サービスの時間が合わない	33.3%
		介護サービスの仕組みや施設の利用方法が分からない	38.7%
		希望する障害福祉サービスが地域で提供されていない	12.9%
		障害福祉サービスの利用待ちが発生	12.9%
		障害福祉サービスの時間が合わない	15.1%
		障害福祉サービスの仕組みや施設の利用方法が分からない	16.1%

（出典：令和6年3月度 三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査）

実施中の 関連事業

◇ ケアラー支援に係る相談先の周知

- 京都市ＨＰで、ケアラー向けの各種相談窓口を案内

◇ 介護と仕事の両立支援制度の周知

- 厚生労働省が推進する育児・介護休業法に基づく両立支援制度を市ＨＰにて周知

◇ 広報・啓発の取組

- ケアラー支援推進のシンボルマーク、キャッチコピーを公募により作成
- 広く市民の皆様等にケアラーについて知っていただくためのポスター、動画やステッカー、支援が必要な方の相談先等を記載したリーフレット、介護離職防止に向けたチラシを作成、関係機関・団体とともに周知

主な周知先

経済団体（京都商工会議所、京都経営者協会等）や各企業、
各区役所・支所、市庁舎内掲示板、市立の学校や図書館等の教育施設、
京都市ケアラー支援推進協議会の構成団体、関係支援施設、商業施設 など

◇ 真のワーク・ライフ・バランス応援WEB

- 京都市では、「真のワーク・ライフ・バランス」推進に向けたポータルサイト『京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB』を設け、市民・企業の皆様の実践例や、認証制度、各種助成金の情報をウェブサイトで紹介している。

（参考）京都市ケアラー支援推進協議会

- 当事者団体や支援機関、教育機関、企業経営者団体、労働組合、行政など多様な主体が参画し、分野や組織の垣根を越えて連携・協働しながら、ケアラー支援を主体的に推進していく組織として、令和7年6月16日に発足（令和8年4月1日時点で61団体が参画）。

実施中の 関連事業

◇ 企業向け介護と仕事の両立支援に係る講演

➤ 京都市老人福祉施設協議会主催の講演を実施

優秀な人材を失わないために
Well-beingな京都の未来のために

京都市老協

企業のための
ワーキングケアラ
介護と仕事の両立支援

日付 2026.5.18 月

時間 15:30~17:00

場所 京都市山科区役所 2 階
第1会議室

参加者 市内の企業に勤める
人事担当者等

参加費 無料

人事担当者のお悩みに答えます

人事担当者の「両立支援の考え方は分かるけど、実際、従業員から相談されたら、どう答えたらいいかわからない」に介護のプロが答えます

- ・介護の相談窓口って、どこ？
- ・相談窓口で何を相談できるの？
- ・介護休業を取っても、仕事に復帰できるか不安
- ・どのくらいで介護保険を使えるようになるのだろうか？

お申込み
お問合せ WEBフォームまたはお電話にてお申込みください
☎ 075-354-8743

【主催】一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
京都市下京区西木屋町通上の口上る梅満町83-1ひと・まち交流館京都 4 階

申込用QRコード

目的

市内中小企業の人事担当者が、社員から介護と仕事の両立に関する相談を受けた際に人事担当者から社員にどのような助言ができるかなどを、介護現場でさまざまな課題解決を行ってきた介護職員（京都市老人福祉施設協議会加盟施設職員）の目線で講演

内容

- 社員が『介護を一人で抱えこまない』体制を作る方法
- 具体的な相談窓口
- 介護保険利用までのスケジュール
- 社員がしたい暮らしを歩む方法（社外の居場所作りなど） など

◇ 中小企業ひと・しごと環境魅力向上支援事業

- 企業活動を支える従業員の人材育成や、子育て中の方、ケアラー、高齢者などの多様な担い手の活躍に向けた就労環境整備等を支援する補助金を交付するとともに、専門家によるサポートを併せて実施する。

＜対象者＞

京都市内に主たる事業所を有する中小企業等

＜補助率・補助上限額＞

対象経費の5分の4以内、60万円

＜補助対象事業＞

- ・従業員の人材育成・能力開発に資する事業
- ・多様な働き方の実現に資する事業
- ・多様な人材の採用・就労を促進する事業
- ・組織の活性化につながる外部人材の受入れ及び新制度の導入に係る事業
- ・従業員の福利厚生及び安全衛生の向上に資する事業

取組例： 1 時間単位の年次休暇制度や在宅勤務制度の導入、
多様な働き方の実現に向けた管理者研修の実施 など

実施中の 関連事業

◇ 緊急通報システム

- ひとり暮らしの高齢者の方や身体に障がいのある方が、急病や災害などの緊急の場合に、ボタン一つで消防指令センターへ通報することができるシステム

◇ 家族介護用品給付事業

- 要介護4～5と認定された65歳以上の高齢者を介護されている家族等に対して、紙おむつ等の介護用品と交換できる給付券を交付（令和8年度から、上限額を6万円→6万5千円へ充実）

◇ ケアラーに関する包括的な相談窓口（準備中）

- 様々な状況に置かれているケアラーを早期に相談につなぐため、ケアラーが迷わずに安心して、相談できる包括的な相談窓口を設置
- ケアラーの居場所や出番を見出すための情報提供、ケアラー支援に関する情報収集や調査・研究につなげる取組も実施

実施中の 関連事業

◇ 見守りツールの周知（令和８年度～）

- 民間の見守り支援サービスの一覧を市ＨＰ等にて周知

◇ やさしい介護講座の開催

- ご本人をはじめご家族など市民の方を対象に、家族や大切な人を支えるための基礎知識と実践的な介護技術を幅広く学ぶ講座

◇ 介護に関する入門的研修の実施

- ご家庭での介護の備え等として、短期間で介護に関する基礎的な知識や技術を習得していただくための入門的コース

◇ 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの充実

- 要支援者等の高齢者の日常の困りごとについて、地域における多様な主体による支え合い活動を推進していくため、総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）において、市民主体のボランティアによる生活支援活動に対する補助制度を実施。

◇ 多様な担い手活躍プラットフォーム

- 子育て中の方やケアラー、就職氷河期世代、高齢者などをはじめ、京都で働きたいと考えておられる方、現職場に不安を感じておられる方などをサポートすることで、多様な担い手の活躍と地域企業の担い手確保を図る。

多様な担い手就労支援コーナー

「キャンパスプラザ京都」内に相談コーナーを設け、求職者支援と地域企業支援を実施

キャリアジム京都

- ・ LINEを活用した就労支援サービス
- ・ 各種相談予約のほか、AIによるジョブマッチング、自己分析に役立つ診断ツール、求人配信等のサービスを提供

介護保険 サービス

施設サービス

- 施設入所による日常生活の介護、支援等を行う。
施設の種類：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、
介護老人保健施設、介護医療院

在宅サービスの例

○訪問介護（ホームヘルプサービス）

- ホームヘルパーがご家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助や日常生活の手助けを行う。

○訪問看護

- 看護師などがご家庭を訪問し、健康チェックや療養上の世話などを行う。

○通所介護（デイサービス）

- デイサービスセンターなどで、入浴や食事の介助、レクリエーションなどを行う。

○短期入所生活介護（ショートステイ）

- 施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練などを行う。

地域密着型サービスの例

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、介護又は看護を行う。

○地域密着型通所介護

- 定員18名以下のデイサービスセンターなどで、入浴や食事の介助、機能訓練などを行う。

○小規模多機能型居宅介護

- 利用者の心身の状態や希望などに応じ、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 認知症のため介護を必要とする方が、介護を受けながら共同生活を送る。

仕事と介護の両立 ～介護離職を防ぐために～

労働者、事業主へ向けの介護休暇制度に関するリーフレットや仕事と介護の両立に向けた解説動画（社員向け、人事労務担当向け、管理職向け）、両立支援ガイド、支援プラン策定マニュアルなどを発信

中小企業育児・介護休業等推進支援事業

企業のための 仕事と育児/仕事と介護の 両立支援ガイド



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業育児・介護休業等推進支援事業

介護支援プラン 策定マニュアル



、頑張る社員を、
会社として
応援したい！

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



両立支援等助成金

- 男性の育児休業取得促進 >>> 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
- 仕事と介護の両立支援 >>> 2 介護離職防止支援コース
- 円滑な育児休業取得支援 >>> 3 育児休業等支援コース
- 業務代替者への手当支給等 >>> 4 育休中等業務代替支援コース
- 育児期の柔軟な働き方整備 >>> 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース
- 仕事と不妊治療等の両立支援 >>> 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

	種別		要件	支給額(※)
①	介護休業		対象労働者が介護休業を取得&職場復帰	40万円
②	介護両立支援制度		A:制度を1つ導入&対象労働者が当該制度を利用	20万円
			B:制度を2つ以上導入&対象労働者が当該制度を1つ以上利用	25万円
③	業務代替支援	(1)新規雇用	介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	20万円
		(2)手当支給等	A:介護休業取得者の業務代替者に手当を支給	5万円
			B:介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	3万円
④	介護休暇制度有給化支援		有給の介護休暇制度を導入し労働者が利用 \ NEW /	30万円

「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度

- ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業を応援するために設けられた、京都府の制度。「宣言」と「認証」の2段階。宣言をして、実績をあげると、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業として知事の認証を受けることができる。
- 京都府内のうち、京都市では、約1,900社が宣言をし、そのうち約400社が認証を受けている（令和4年12月時点）。

仕事と出産・子育てを両立できる取組、仕事と介護を両立できる取組、健康で豊かな時間の確保や多様な働き方ができる取組等を制度化し、利用実績を出すなどの基準を満たすことが条件

認証取得のメリット

< 宣言のメリット >

- ・ 府のホームページ・広報誌などで両立支援に意欲のある企業として公表
- ・ 企業のイメージアップや人材確保につながる
- ・ 関連セミナーや助成金などの情報提供を受けることができる。
- ・ 認証取得に向けて、アドバイザー派遣などの支援を受けることができる

< 認証のメリット >

- ・ 認証マークを使用できる。
- ・ 京都府の物品等の調達において優遇を受けることができる。
- ・ 府のホームページ・広報誌等で更に進んだ取組をしている企業として公表される。

他都市 事例 (周知・啓発)

愛知県

- ・ 仕事と介護の両立モデル事例集の作成
- ・ 事業者向けに仕事と介護の両立に関する社内研修用動画を作成

福岡県

- ・ 介護と仕事の両立支援ポータルサイトを設置
 - 介護と仕事の両立のための支援制度について、分かりやすく紹介されているページのご案内や、コラム、助成金情報等を案内

東京都

- ・ 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトを設置
 - 事業者向けに企業の取組事例を掲載

他都市 事例 (助成制度)

一宮市

ICTを活用したひとり暮らし高齢者見守りサービス利用助成事業

<概要>

家庭内での緊急事態または機器の操作履歴等を、インターネット回線などの無線通信を使って、あらかじめ登録した家族や友人知人に知らせることができる見守りサービスを、ひとり暮らしの高齢者が利用する際に必要な初期費用または月額利用料の全部または一部を市が助成

<対象者>

- ・市内在住の65歳以上のお一人暮らしの方

<助成内容>

- ・サービス導入に係る初期費用（上限1万5千円）
または 月額利用料（最大3か月分）のどちらか多い額

他都市 事例 (助成制度)

横浜市

高齢者見守り・安否確認機器補助事業

<概要>

ひとり暮らしの高齢者の方、あるいは離れて暮らすご家族が、安心して生活できるよう、見守り・安否確認機器の利用に対する補助を実施。

<対象者>

- ・市内在住の65歳以上のお一人暮らしの方

<補助内容>

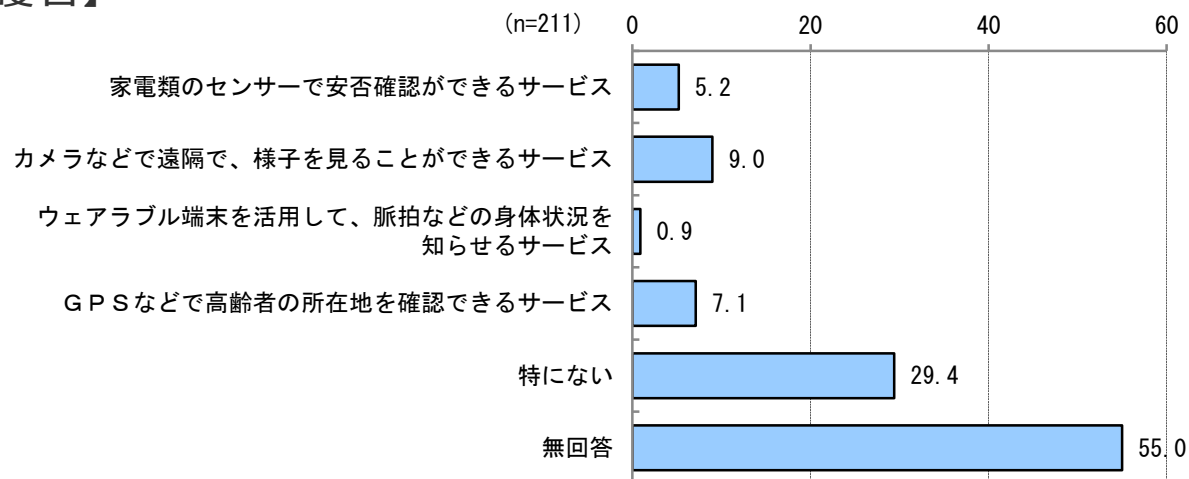
- ・市に登録された民間の見守り機器を利用する場合、月額料金に対する補助を実施

補助上限額：月額1,000円

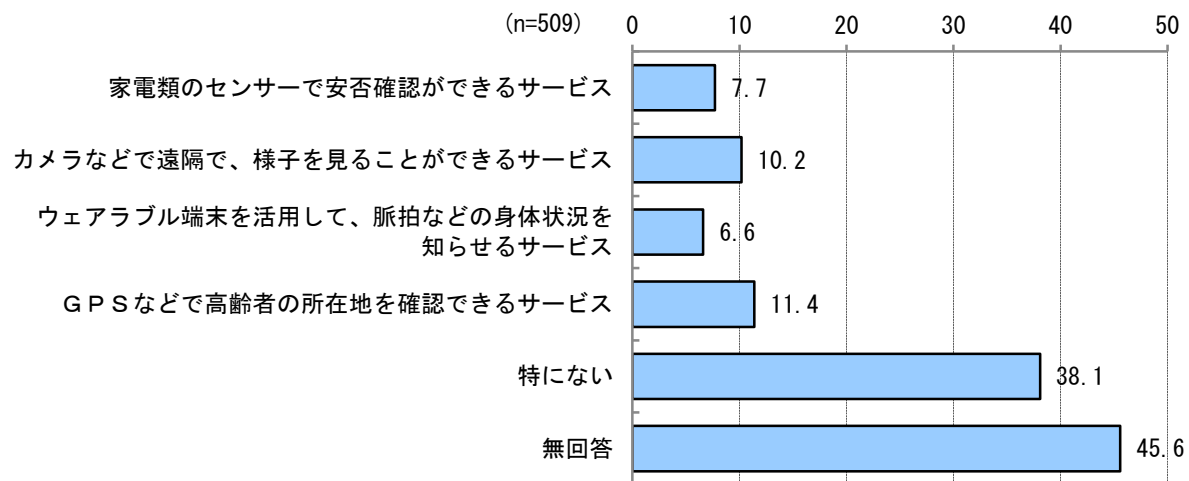
アンケート調査結果 (R7年度)

家族等の介護をするうえで、ICT技術を生かしたツールで活用しているもの

【在宅介護者】



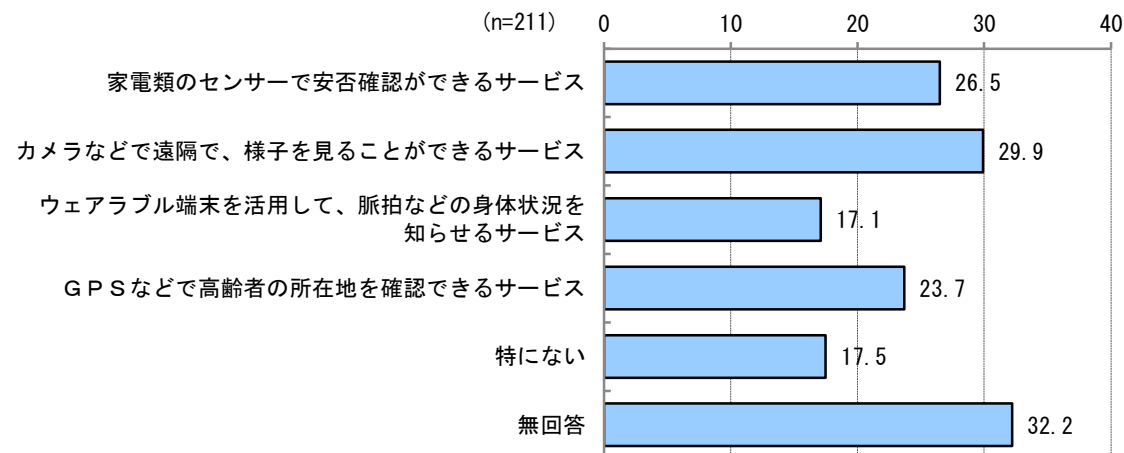
【若年者】



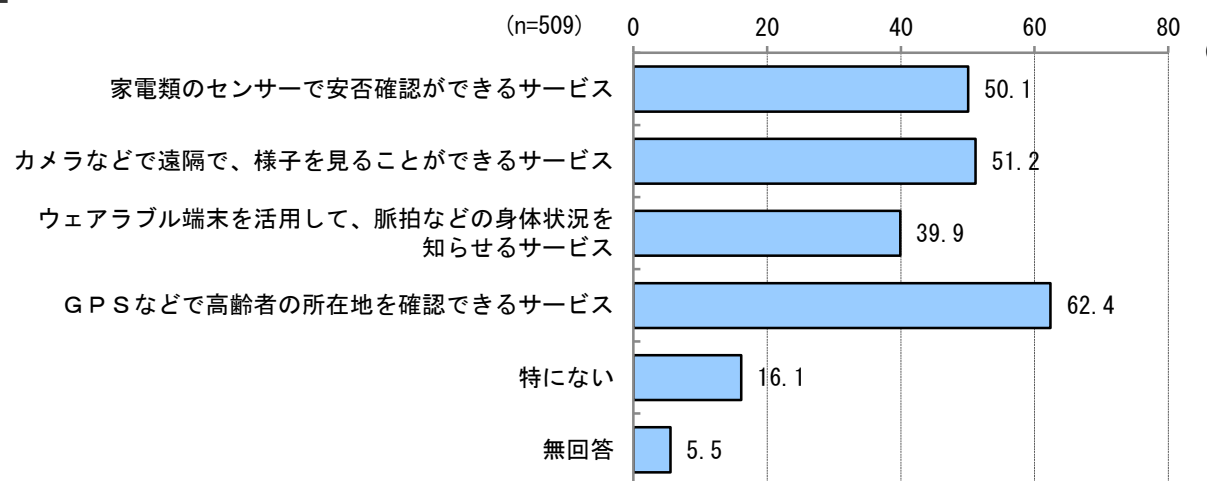
アンケート調査結果 (R7年度)

家族等の介護をするうえで、ICT技術を生かしたツールで今後活用したいもの

【在宅介護者】



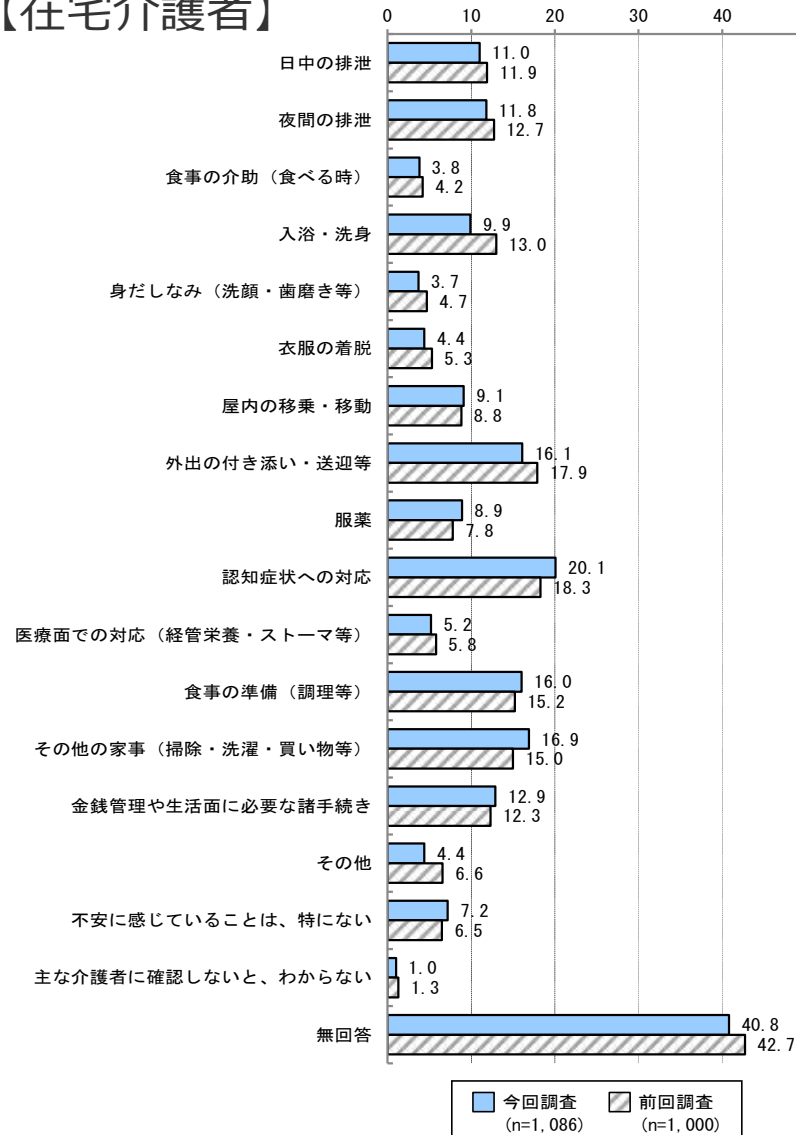
【若年者】



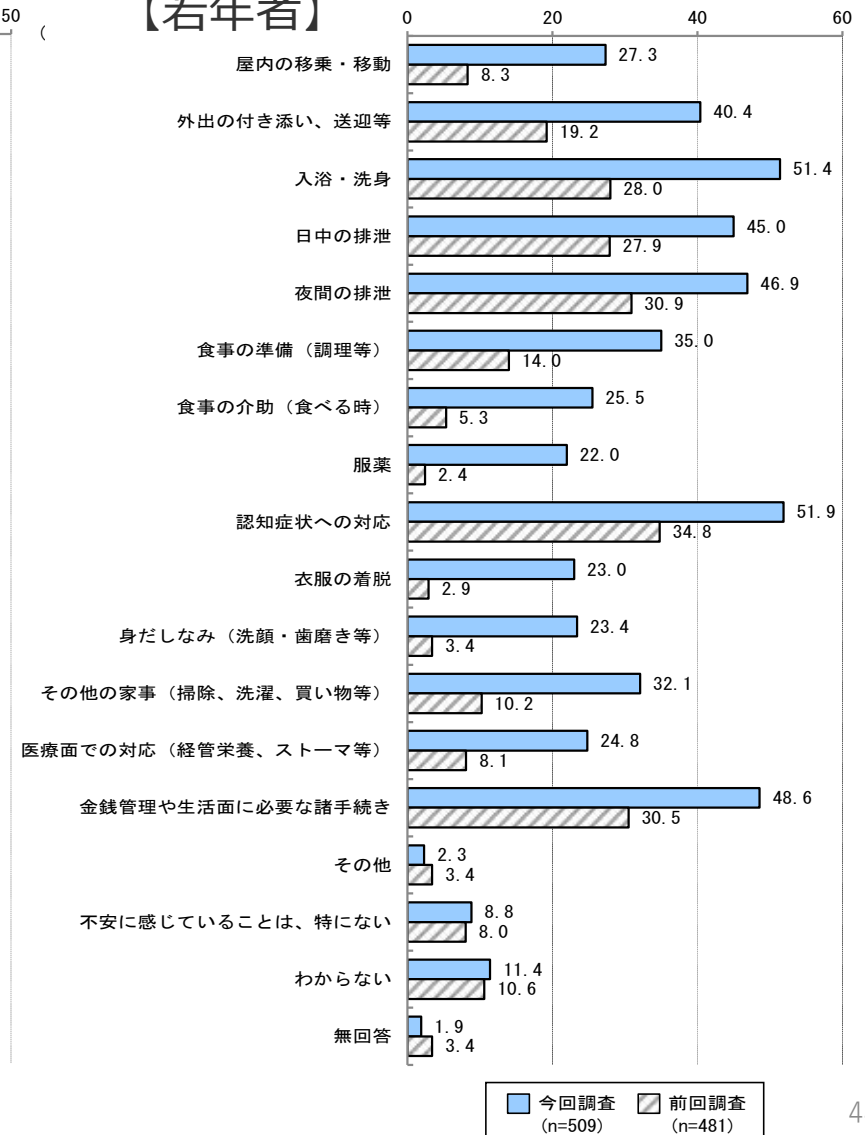
アンケート調査結果 (R7年度)

生活を継続するにあたり、介護者が不安に感じる介護等

【在宅介護者】



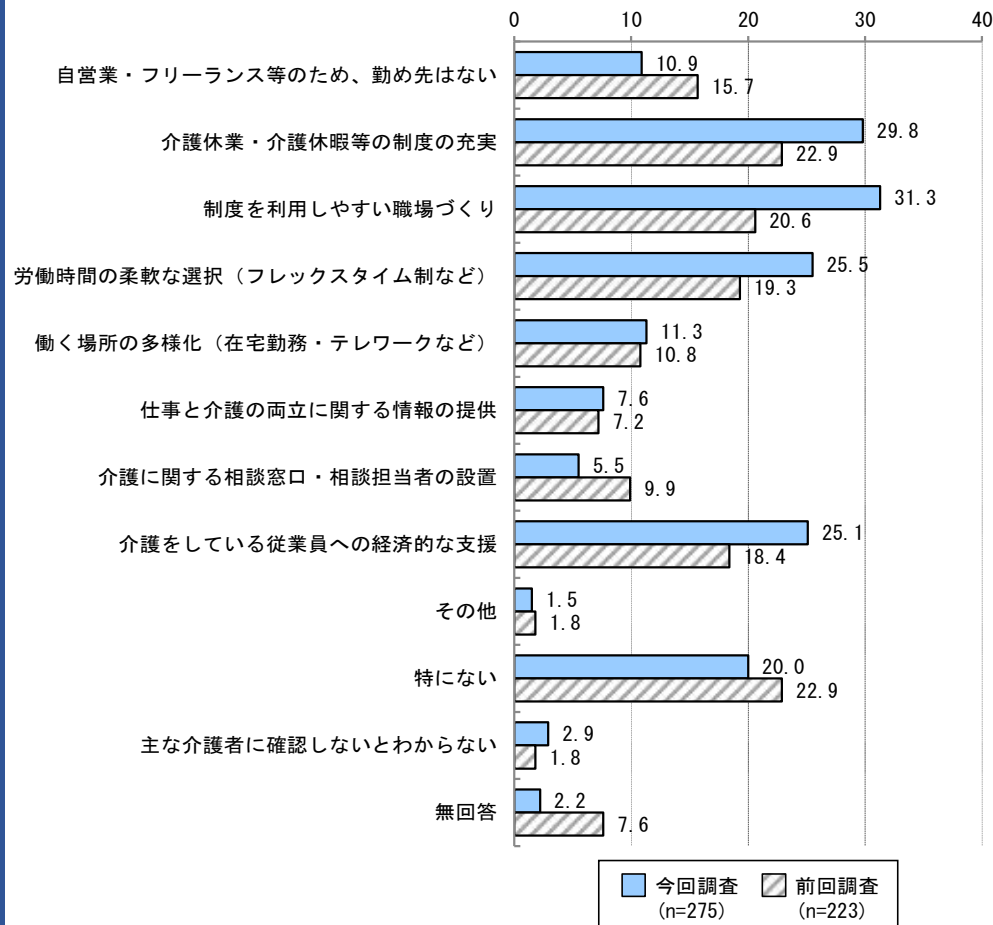
【若年者】



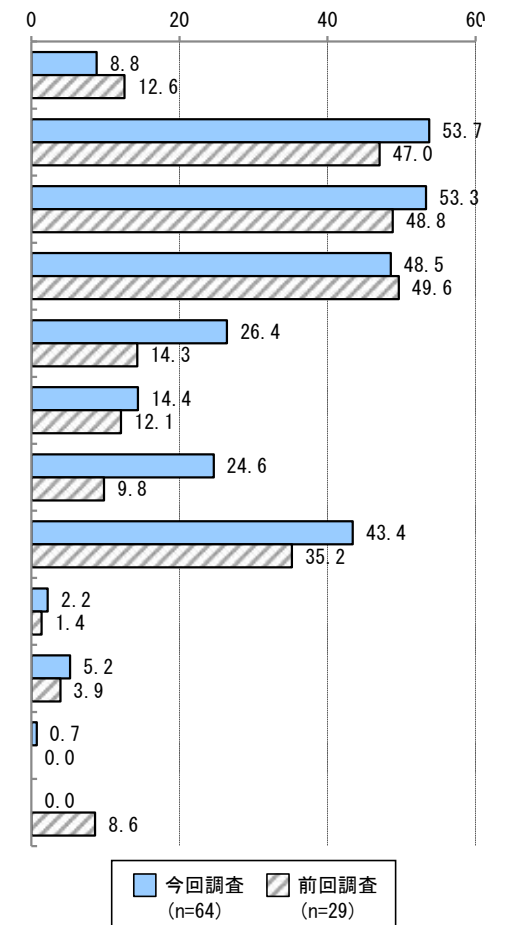
アンケート調査結果 (R7年度)

仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援

【在宅介護者】



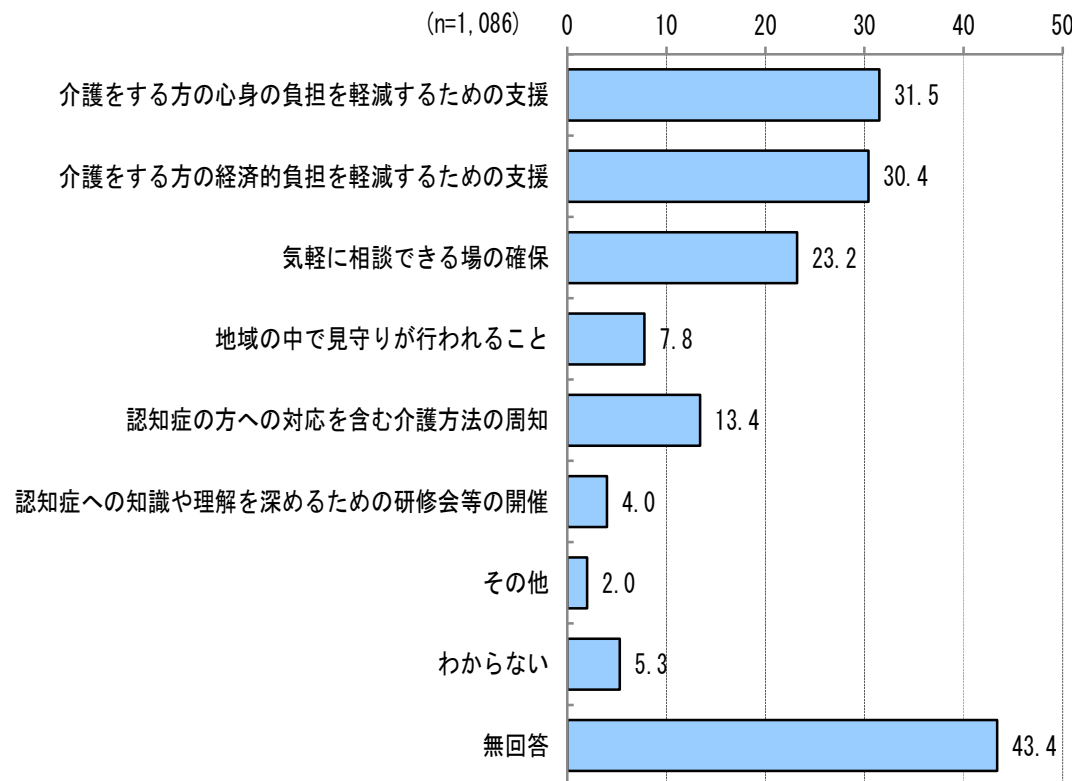
【若年者】



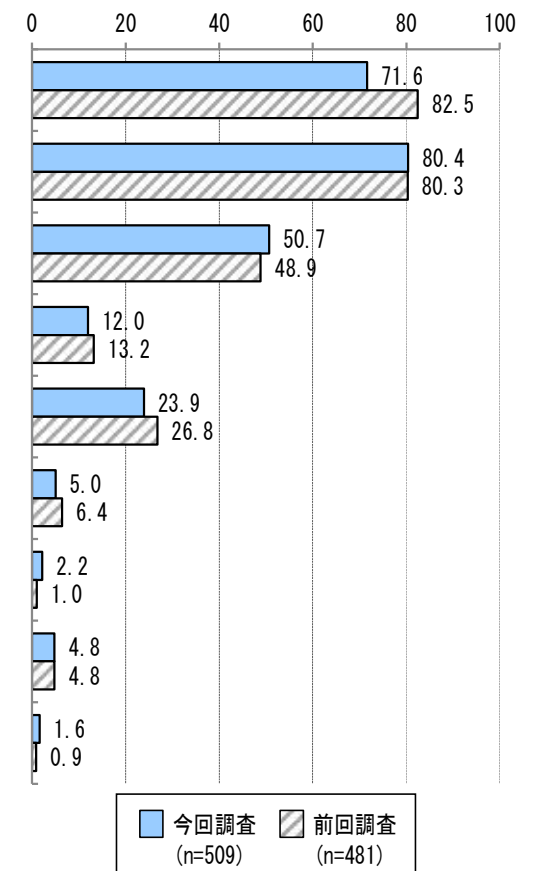
アンケート調査結果 (R7年度)

家族等の介護をするうえで、あればよいと思う支援

【在宅介護者】



【若年者】



意見 交換

論点①

介護離職防止に向け、企業の介護保険制度に対する認知度の向上、理解の促進には、どのような取組が有効か。

論点②

ワーキングケアラーを支えるために、どのような取組が必要か。